

Title	N・ ビショップ編 『北欧における犯罪と犯罪統制』 B・ スベリ著 『外国人の犯罪』
Sub Title	Norman Bishop (ed.), "Crime and crime control in Scandinavia" Britt Sveri, "Utlänningars brottslighet : En jämförelse mellan om grövre brott övertygade personer 1969 och 1977"
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1981
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.54, No.7 (1981. 7) ,p.118- 122
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19810715-0118

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

Norman Bishop (ed.)

Crime and Crime Control in Scandinavia

Scandinavian Research Council for Criminology, 1980. Pp. 90.

1. N・ドミンゴ編

『北欧における犯罪と犯罪統制』

Britt Sveri

Utlämnings brottslighet

— *En jämförelse mellan om grovare brott*

övertrygga personer 1967 och 1977

Kriminalvetenskapliga Institutet vid Stockholms Universitet,

1980. Pp. 74.

2. B・スベリ

『外国人の犯罪』

表題の二書は、最近ストックホルム大学犯罪学研究所からK・スベリ教授のご好意により、筆者の手許に届いたものである。この二書を同時に紹介するのは、1の寄稿者であるK・スベリ教授との著者であるB・スベリ氏とがご夫妻で、共に親しくして頂いているという個人的な理由による。

1は、北欧犯罪学協会の英文資料である。九〇頁の小冊子であり、全部が一二編の小論文を収めているが、扱っているテーマは、現在北欧諸国で問題とされている刑事政策上の問題を網羅している。題名と著者を掲げると次のようになる。

- Flemming Balvig Theft in Scandinavia 1970-78
- P.O. Traskman Economic criminality
- Knut Sveri Violence in Scandinavia
- Tove Stang Dahl Domestic violence: crimes against women
- Leif Lenke Drugs and criminality in Scandinavia
- Håkan Lorentzen Some features of police organization in the Nordic countries 1970-80
- Inkeri Anttila and Patrik Törnudd Reasons for punishment
- Britta Kyvsgaard Imprisonment in the Nordic countries
- Ulla Bondeson Conditional Sentence and probation
- Matti Joutsen The indeterminate incarceration of dangerous offenders in Scandinavia
- Hans Danelius Capital punishment
- Nils Christie Civilization of conflicts

右の内容を略述する。「北欧の窃盗」では、窃盗は、経済の発展

産業化、都市化の伸展につれて増大し、経済の停滞がその減少と関係があるとの前提をとる。最近の統計では、フィンランド、ノルウェイの窃盗が低い水準にあるのに対し、スウェーデン、デンマークは、高い水準にある。一九七五年以降スウェーデンとデンマークは、対照的な動きを見せている。

特に、経済不況下のデンマークでの窃盗の減少について、著者は、保護観察中の少年の窃盗の減少がその基本的要因であり、この現象は、経済的好況の時には、非行少年の失業状態が衆人の目につきやすく、不況の時には、非行少年の失業状態は、他の一般の青少年の失業状態と混同されて、レットテル効果が薄まるためだと説明する。

「経済的犯罪」では、労働関係における犯罪、公害罪、為替操作などが、盗品の故売、違法な賭博、横領など非組織的経済犯罪に対し、組織的犯罪の新しいカテゴリーとして取り上げられ、単純な傷害と公害による加害の可罰性の大小が問われている。

同様の姿勢は、「北欧における人身犯罪」においても見られる。ここでは、国家権力の行使の過程での加害行為、民族集団の間での暴力犯罪、労務災害などが、通常の暴行、傷害とともに考察の対象となつている。スウェーデンでは、一九六九年から一九七八年までの十年間に、警察の活動の結果死亡した者は六人にすぎないと述べられ、また、オムブズマン制度が果す重要な役割にもふれている。民族集団の間の争いで問題にされるのは、スウェーデンの労働人口の一〇％は外国人で占められ、それらの外国人の出身地の文化の違

い（問題解決手段としての暴力の肯定）が事件発生につながっている点である。同様のことは強姦など性犯罪にも見られ、カトリック国からの流入者は、スウェーデン女性の態度を誤解することが多いという。

「家庭内暴力」の中で取り上げられているのは、夫の妻に対する暴力行為である。（日本で子供の母親に対する暴力が取り上げられているのと対照的である。）ノルウェイの Women's crisis center の活動状況が報告されている。その活動の初年度に、二五三〇件の宿泊保護が行なわれ、平均して、一人の女性が一七日滞在したという。女性のほとんどは、夫による暴力からの逃避者である。著者は、家庭のプライバシーのカバーを剥いで、両性の平等の立場で、国が夫婦関係に介入することができるはずだと主張する。

「薬物」は、きわめて重大な問題になつている。こゝでは、アルコールと薬物に分けて、犯罪との関係が論じられている。アルコールの個人当り消費量と犯罪とは強い相関があり、アルコールと犯罪には因果関係があるという。が、薬物については、相関関係はみとめるものの、犯罪との因果関係については、やゝ懐疑的である。薬物の問題は制裁せられた一部の犯罪者に多く見られ、犯罪一般とは関係がうすいという。

「北欧における警察組織」という表題の下では、北欧の各国の警察の人員、予算などの比較が行なわれている。この十年間に各国の警察予算は逐年増加しているが、スウェーデンは例外で、実質的に減少しているという。

本書の後半は、刑罰論である。「刑罰の理由」では、最近の北欧の刑事政策の傾向を「新古典派の復活」とみなすことに対する危惧、反対が示される。著者は、それを、未来を指向するもので、犯罪概念の現代化を求めているものだとする。処遇理論への批判の要点は、長期の隔離収容が犯罪者の社会復帰に役立つのだとする従来の方の否定を意味する。犯罪者を治すために収容するというのは人間性に反する不合理なものであり、隔離収容は、犯罪に対する刑罰そのものと考えべきなのだとされる。また、収容期間もつとめて短くしていこうと考えられている。北欧、特にスウェーデンの処遇理念に立つた現行刑法典十年余の経験が、処遇理念に対する批判を迫力のあるものになっているように思われる。本稿では、刑法理論の魔術からの解放がキーワードになつてゐる。

「北欧の拘禁刑」では、北欧各国の最近の制裁体系の変化——特に不定期の制裁である少年拘禁、保安拘禁、抑留等の廃止の機運——、受刑者の数の相対的な減少、刑期の短縮化の傾向が示され、将来の拘禁刑運用の基準として、人間性、拘禁の効果、犯罪との均衡、経済の四点が指摘されている。右の点を可能にするのは、北欧五国の、民族としての同質性、政治的安定性、重大犯罪の少ないこと、従つて、犯罪が北欧社会への脅威になつていないという恵まれた事情にある。と同時に、新しい行刑改革が、処遇困難者だけを刑務所に集めることによつて、保安強化を招くという批判と犯罪者に対し厳罰を科すことを求める「法と秩序」派からの批判とが存在することも触れられている。

「条件付判決とプロベーション」においては、自由刑の使用と条件付判決、プロベーションの使用とについて北欧四国の傾向が示される。一九七七年迄の過去十年間に双方ともに増加しているのは、フィンランドとノルウェイ、双方ともに減少しているのは、スウェーデン、自由刑が減少して、プロベーション、条件付判決の増加しているのがデンマークである。

条件付判決とプロベーション、即ち監督付の執行猶予と監督抜き執行猶予とは、後者の方の再犯率が低いこと、スズバル処遇実験では、処遇資源の増強があまり再犯率に影響を及ぼさなかつたこと、ふたつの研究結果が引用されている。そして、介入的措置の縮減と伝統的処遇理念より福祉的理念への転換とが結論的に求められている。

「北欧における危険な犯罪者の不定期的隔離処分」においては、いわゆる保安拘禁に対する最近の批判が紹介されている。非行予測の貧弱さ、犯罪防止の効果の薄さ、基本的法原則との矛盾、対象者に対する苦痛の大きさ、の四点が批判の要点である。また、実務上は定期刑と保安拘禁との実質的相違がほとんどないにひとしいとされる。即ち、不定期の隔離処分は、北欧では、まさに廃止の機運にある。(スウェーデンの保安拘禁は、今春廃止された。)

「死刑」では、北欧五か国がすべて一九二〇年代から一九四〇年代にかけて、死刑を廃止していることが述べられる。そして、国連総会のふたつの決議(ひとつは、一九六八年の死刑宣告の最低手続条件に関する決議、他は、一九七一年の死刑を科すべき犯罪の数を段階的に制限する決

議を引用し、國際的にも死刑は廃止の方向にあることを指摘する。しかし、反面、死刑の全面廃止を世界各国が行なうことは困難だとも、(逆に死刑の使用は増えているものとこの著者はみている)ながらも、将来に期待を寄せている。

「葛藤の民事化」は、本書の最後の論文である。いわば、締めくくりの小論である。ここでは、いわゆる処遇理念の無効なことが説かれる。原文を掲げると、「Study after study shows clearly that the cure does not work, and also that non-cure is probably better than cure.」とある。しかし、これは、新古典派的アプローチの採用を意味するものではない。刑法や刑罰の目的を限定してとらえ、他の解決方法、即ち民事的な、損害賠償、被害の回復の方法を重視すべきだとする。刑法の体系は、苦痛賦課の体系であり、これは、人間性に反する。我々の使命は、この苦痛賦課の体系を改良することではなく、それを他の代替的解決方法の体系的分析によつて制限することにあるという。

これは、本書全体の結論と見てよいと同時に、北欧の刑事政策家達にはほぼ共通した見解だといつてよいであろう。たゞ、この見解は、民族の同質性、政治的な安定、そして犯罪が重大な社会問題とはなつていないといわれる北欧において、はじめて言い得ることなのかかもしれない。

× × ×

2のB・スベリの研究報告は、スウェーデン在住外国人の犯罪の研究である。著者は、以前にも同様な研究を行なつて、その結果を

發表しており (Utlänningars brottslighet, Svensk Juristtidsning 1973, s. 276-300)、本書は、十年後のその続編である。

主たる研究対象は、スウェーデンに在住登録をした外国人の犯罪で、それ以外の、単なる旅行者の犯罪などは、付随的に扱われている。著者によると、スウェーデンの人口のうち、外国人は、五パーセントに達する。日本における定住外国人の比率が一パーセントに満たないのに比べると、相当の数だといつてよい。この人口増は、主として、一九六〇年代以降の好況期に、労働力としてスウェーデンに流入して来た外国人労働者によつてもたらされたものという。十年前には、その比率は、四パーセント弱であつた。

在住外国国民を、その数の順に並べると、一九七七年現在で、フィンランド(二八万九千弱)、ユーゴスラビア(四万強)、デンマーク(三万四千強)、ノルウェイ(二万七千強)、ドイツ(二万六千強)、トルコ(一万三千強)となつている。十年前には、この順序は、フィンランド、デンマーク、ノルウェイ、ドイツ、ユーゴスラビアの順であつた。

これらの外国人の犯罪とスウェーデン国民の犯罪を比較すると次頁の表が得られる。

まず、外国人の増加率を外国人の有罪人員の増加率が上まわつてゐるのが判る。これを更に、年齢、性別、在住登録の有無、国籍別で各々分析し、考察を加えている。

国籍別ではフィンランド、デンマーク、ノルウェイの北欧諸國の国籍をもつ者が犯罪者には多いが、北欧以外では、ユーゴスラビア

	1967年	1977年	増加率
有罪人員	31,468	36,803	17%
スウェーデン国民	28,331(90%)	31,442(85%)	11%
外国人	3,137(10%)	5,361(15%)	71%
外国人の総人口	305,576	424,445	39%
同有罪人員千分比	10.3	12.6	22%

姦その他の性犯罪、強盗などの犯罪が外国人に多い。一九六七年との比較では、殺人、傷害などの人身犯罪、窃盗が顕著な増加を見ている。

罪種を、更に年齢別を加味して分析した結果、著者は、一五―二四歳の外国籍の者の窃盗などの犯罪が非常に増加していることを見出している。とくに一五―一七歳の少年が多く、それが、ユーゴスラビア、ポーランド国籍の者にあらわれている点に注目している。

(三・七パーセント)、ポーランド(二・六パーセント)、ドイツ(二・五パーセント)、ギリシャ(二・九パーセント)、ハンガリーとトルコ(各一・五パーセント)となつてゐる。最大はフィンランドの五三・六パーセント強である。在登録の有無では、在登録をしてゐる者の犯罪が増加している。性別では大きい変化はない。年齢別では、一五―二〇歳が二四・一パーセントで最大で、二五―二九歳の二一・五パーセントがそれに次いでゐる。二九歳以下が全体の六三・二パーセントを占める。一九六七年との比較では、一五―二〇歳の者の犯罪が増加している。

処分―制裁―の点から著者は、更に考察を加え、外国人の少年の場合、検察官は、少年を児童福祉委員会に引渡す措置を考へることが、スウェーデンの少年の事件の場合よりも多いことを指摘している。このような相違は二〇歳をこえる者の場合にはみられない。

右の状況をもとに、著者は、一九六〇年代に始まつた外国人労働者の移住の波が、一九七〇年代の不景気で減少する反面、移住労働者の家族のスウェーデンへの移住がつつき、しかも、その後の経済の不況などの影響で、それら移住者の第二世代がスウェーデン社会で適応困難を起し、犯罪へと走つたと解釈している。それと同時に、外国人である故に、犯罪をしても目立ちやすく、検挙率も高くなり、又市民から警察へ通報される可能性がスウェーデン人より大きくなることも指摘している。

第二世代の問題として、著者は、外国人労働者の導入によつて生産性を増やす利点と同時に、それら労働者に対する住宅や社会福祉や教育の面での否定的要因も考慮に入れる必要があることを説く。

この事情は、ドイツその他外国人労働者を導入している諸国でも同様で、幾つかの国の研究結果が紹介されている。

著者の結論は、外国人労働者の第二世代の犯罪が、通常の少年犯罪同様、発達段階における過渡的な問題なのか、或いは、成年に達した後の累犯者を生み出すほどの重大な問題なのかという疑問の提起であり、それへの解答は、スウェーデン社会の基本的規範の内面化が最も重要な犯罪防止要因であるということである。